

総合判断〱小さな風穴

廃棄物処理 制度専門委 「飛躍」の取りまとめへ

環境省が置く中央環境審議会循環型社会部会の廃棄物処理制度専門委員会は先月30日、都内で第8回会合を開いた。昨年に行われた同専門委報告書案のパブリックコメントへの回答と、特定有害廃棄物の輸出入に関するバーゼル法の検討会での議論の状況を踏まえた報告書案を審議し、取り

まとめた。島村健委員（神戸大学大学院法学研究科教授）は、廃掃法の今回改正の議論に合流した「準廃棄物」と呼べる新たな廃棄物のあり方について、それがバーゼル検討会側の議論を踏まえて打ち出されたことを振り返り、「あくまで廃棄物に準じる位置づけであるが、それが総合判断

説に依らない廃棄物のあり方を廃掃法改正の議論で示すことにつながり得るから」飛躍の「一歩だ」と今回改正の意義を強調した。一方、多数の委員は、「未着手の課題を次回改正に持ち越すため、検討のスケジュールと場を明示するべき」などと述べた。

今回改正では、主とし

て雑品スクラップが国内外のストックヤードで有害物質の流出や火災等、深刻な環境影響を生じてきたことを受け、物品の性状についての定義によ

り廃棄物に準じるものとして処理・保管基準などを規制する方向性が打ち出されている。

専門委の報告書案には今回、「特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合もあることから、（中略）廃棄物処理法とバーゼル法との一体的な措置が求められていることである」などの修正文が盛り込まれた。